

令和8年度（2026年度）

茅野市

融資のご案内

～茅野市中小企業制度融資～



茅野市から出土した国宝「土偶」（縄文のビーナス）【左】と
国宝「土偶」（仮面の女神）【右】

茅野市 産業経済部 商工課

〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号

TEL(0266)72-2101 内線 435 FAX(0266)72-4255

茅野市中小企業制度融資

- ・この制度は、中小企業（NPO法人含む）の皆さんが事業経営に必要となる資金の円滑化を図るために、市が金融機関に資金を預託し、金融機関を通じて低利で融資を行うものです。
- ・融資はすべて長野県信用保証協会の保証付きとなり、その際に必要となる保証料、融資にかかる利子※1に対して市から補助があるなど、大変有利な制度です。
(※1利子補助がない資金もあります。)

■中小企業の業種

業 種	資本金	従業員数
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下
建設業・その他産業	3億円以下	300人以下

■小規模企業者の範囲(小口資金がご利用いただける方)

常時使用する従業員の数が20人
(商業またはサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は5人)以下の法人または個人

■特定非営利活動法人(NPO法人)

業 種	常時使用する従業員数
小 売 業	50人以下
サービス業	100人以下
卸 売 業	100人以下
その他産業	300人以下

■ご利用いただける方

市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる方で、法人にあっては事業所(登記簿上の本店または支店をいう)を、個人にあっては住所(住民票上の住所をいう)を1年以上市内に有している方

区 分		運転資金	設備資金	
			市内設置	市外設置
法人	登記と事業所が市内	○	○	×
個人	住所と事業所が市内	○	○	×

- ※市外設置にかかる設備資金は、設備設置場所の市町村へお問い合わせください。
- ※市内に事業所がない方は、事業所のある市町村へお問い合わせください。
- ※開業資金には別に基準があります。詳しくは別紙資金一覧をご覧ください。

■次の方はご利用いただけません

- ① 金融機関から取引停止の処分を受けている方
- ② 信用保証協会で代位弁済中の方
- ③ 許可等が必要な業種で、これを受けていない方
- ④ 公序良俗に反する行為、または違法な行為を行っている方
- ⑤ 経営継続の見込みがない方
- ⑥ 制度融資を不正に利用したことがある方
- ⑦ 市税を滞納している方及び市税未申告の方
- ⑧ 営業と家計が分離していない方
- ⑨ その他市長が適当でないと認める方

※農業、医療法人、公益法人等は対象となりません。また、信用保証協会で非保証対象業種となっている業種など、業種によっては対象とならない場合があります。

■次の場合は設備資金の対象となりません

- ① 貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- ② 不動産の取得のうち、先行投資的なものまたは過剰投資的なもの
- ③ 土地の取得
- ④ 貨物用以外の車種の自動車を取得するもの（市長が特に認めた場合を除く）
- ⑤ 市外に設置するもの

※設備資金の事前着工は、あらかじめ金融機関及び保証協会と協議を行ったものであれば、あつせん可とします。なお、完成日等から妥当な期間内であることとし、長期間代金未払いが続いたものへの支払資金などへはご利用いただけません。

■空き店舗・空き工場等について

- ・茅野市中小企業制度融資での「空き店舗・空き工場等」とは、従前において店舗、工場、事務所、倉庫等として使用されていたが、現に3ヶ月以上店舗・工場等として使用されていない建物のことを指します。
- ・空き店舗・空き工場等を活用し開業資金を申込される方(通常の開業資金より利子補助期間が長くなる申込をされる方)は、空き店舗・空き工場等証明書が必要となります。
- ・空き店舗・空き工場等証明書とは、3ヶ月以上店舗・工場等として使用されていなかったことを、商業会、売主、貸主等が証明した書類(市様式)のことを指します。

■自動車の取り扱いについて

- ・車体には必ず企業名または屋号を印字してください。（マグネット等は不可）
- ・貨物用自動車（1、4ナンバー）を対象とします。3及び5ナンバーの一般乗用に供する自動車は、原則対象外です。例外として、タクシーや福祉介護用の送迎車等、事業用に使用されることが明らかな場合、一般乗用の車種を対象とすることもあります。
- ・一般乗用の車種で申込みされる予定の場合は必ず事前にご相談ください。
- ・完了届で車検証の写し、車体の写真を提出いただきます。申請時の車種で購入されているか、車種が一般乗用になっていないか等の確認を行います。

■取扱金融機関

八十二長野銀行	茅野支店
諏訪信用金庫	茅野支店、茅野本町支店、宮川支店、北山支店
長野県信用組合	茅野支店、宮川支店

県制度に対するの利子補助

茅野市を經由して申込みされた次の県制度資金について、茅野市から利子補助を受けることができます。

資金名	資金用途	年利	茅野市からの補助金	
			利子補助	利子補助期間
経営健全化支援資金	防災・災害対策 (※1)	1.30%	年利1.30%分	借入後3年間
信州創生推進資金	事業承継向け	1.20%	年利0.60%分	借入後3年間
信州創生推進資金	ゼロカーボン・ 次世代産業向け (※2)	1.30%	年利0.65%分	借入後2年間

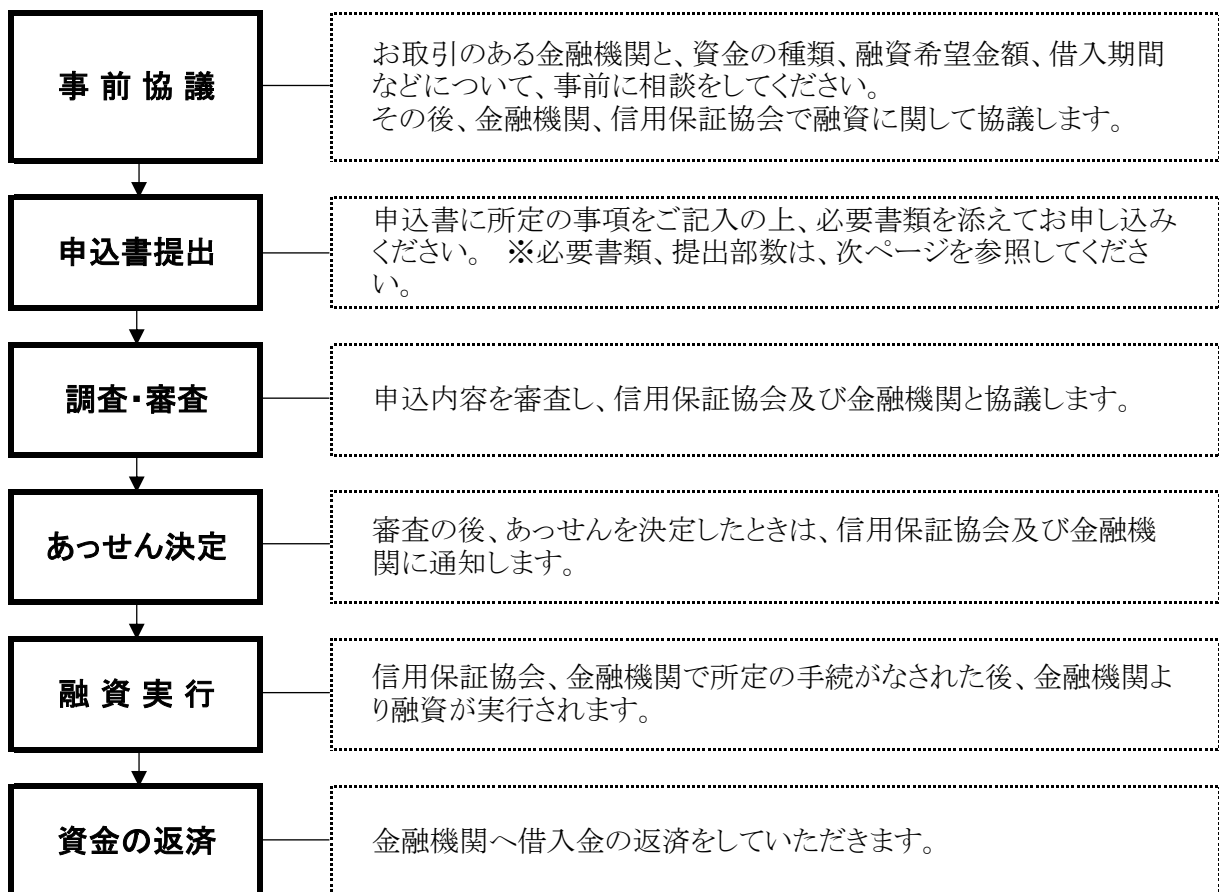
※1 この資金を利用される方のうち、「自然災害により被災し、り災証明書等を受けた者」のみ利子補助の対象とします。

※2 この資金を利用される方のうち、「節電・省エネルギー対策のための施設の設置、改造又は修理を行おうとする者。」のみ利子補助の対象とします。

※資金の詳細については、「長野県中小企業融資制度のご案内」をご確認ください。

融資申込み手続きの流れ

※申込書提出から融資の実行まで、およそ2週間かかります。期日に余裕をもってご相談ください。



■ 申込に必要な書類一覧表

提出書類	市 様 式 有 り	部 数	内 訳			資 金 名										備 考			
			原: 原本 写: 写し可			一 般 資 金	小 口 資 金	開 業 資 金	公 共 事 業 関 連 資 金	商 店 街 近 代 化 資 金	公 害 防 止 施 設 整 備 資 金	経 営 安 定 資 金	経 営 安 定 借 換 資 金						
			金 融 機 関	保 証 協 会	金														
融資あっせん申込書	○	3	原	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
事業所地区		3	写	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人：事業所地、登記地 個人：店（事業所地）、自宅	
決算書または確定申告書一式（2期分）		3	写	写	写	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
試算表（3ヶ月以内のもの）		3	写	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
経営状況調査書	○	3	原	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※試算表がない場合	
資金使途明細書	○	3	原	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
納税証明書（市税）		3	原	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人は法人名義のもの（代表者名義のものは不要）	
信用保証委託契約書		1			原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
個人情報の取扱いに関する同意書		1			原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※保証協会様式	
信用保証委託申込書		3	写	写	原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
印鑑登録証明書		3	☆	☆	☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人の場合、法人及び代表者分 ☆新規又は変更があった場合	
設備資金 見積書・契約書		3	写	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有効期限内のもの 発行業者の印のあるもの	
設備資金 カタログ・設計図		3	写	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
業種による 営業許可証・許認可証等		3	写	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
業種による 請負工事状況報告書	○	3	原	写	写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設業の方	
業種による 宣誓書（風営法等）		3	写	写	原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	酒類を提供する飲食店で必要に応じて ※保証協会様式	
資金による	開業資金	事業を営んでいない個人であった事実を証する書類	3	写	写	写		○										源泉徴収票、確定申告書、課税証明等	
		創業計画書（開業前） 創業計画書（開業直後） 収支等計画書（開業後）	○	3	写	写	原		○										県様式でも可
		茅野商工会議所作成の意見書	3	原	写	写			○										経営指導員との面談により作成
		（該当者）念書	3	写	写	原		○											営業許可等の提出について※保証協会様式
		（該当者）空き店舗・空き工場等証明書	○	3	原	写	写		○										空き店舗等を活用して開業する者
	経営安定借換資金	事業安定計画書	○	3	原	写	写								○	○			数字の根拠となる資料も併せて添付
		売上推移表・売上表等	○	3	原	写	写								○	○			試算表等が無い場合、必要に応じて経営指導員または税理士等の確認した書類を提出
		セーフティネット保証認定書 危機関連保証認定書	○	3	写	写	写								○	○			
		返済予定表		3	写	写	写								○				借換対象融資のもの：口数分
		資金要件のエビデンス		3	写	写	写	○			○	○	○						
小一 般 資 金		3	写	写	写	○	○											・健康経営優良法人認定制度」認定 ・「職場いきいきアドバンスカンパニー」認定 ・「茅野市はつらつ事業所 各認定証の写し	
新規申込	定款		2	写		写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人のみ	
	法人登記事項証明書		2	写		写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	開業届		2	写		写	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	個人のみ	
設備完了後	設備完了届	○	1	原			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	領収書		1	写			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	設備が完了しましたら速やかにご提出ください。	
	写真・車検証・建物登記事項証明書		1	写			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

令和8年度(2026年度)茅野市中小企業制度融資 資金一覧

※(重複利用可)の記載のある資金は、貸付限度額の範囲内で複数口の申込みが可能です。
 ※(重複利用可)の記載のない資金は、1資金1口までの利用となります。(開業資金は、運転資金、設備資金それぞれ1口までとなります。)

資金名	対象者	資金用途	貸付限度額	年利%	貸付期間	据え置き	連帯保証人	担保	茅野市からの補助金		
									保証料補助	利子補助	
一般資金 (重複利用可)	●全資金共通(開業資金除く) 市内に事業所を有する中小企業者で、市税を完納し、同一事業を1年以上経営している方	設備資金	(設備運転合計) 2,500万円	2.5	10年以内	12ヶ月以内			必要に応じて要する。	補助率10分の8 (1円未満切捨)	—
		運転資金			7年以内						1.38%分 (借入後3年間)
小口資金 (重複利用可)	小規模企業者であって、事業資金が必要な方	設備資金	(設備運転合計) 2,000万円	1.9	10年以内	12ヶ月以内			要しない。	ただし、 セーフティネット保証利用の場合は 補助率10分の10	—
		運転資金			7年以内						—
上記2資金利用時、各認定※3取得事業所については年利を0.1%引き下げ											
開業資金 (設備資金・運転資金併用可)	1 個人及び法人が、市内に住所を有している方であって、市内における新規開業予定者及び新規開業者(開業後1年未満)で、事業実施のための資金を必要とする方 2 上記対象者で、空き店舗・空き工場等を活用して小売業、サービス業、製造業を開業する方(2に該当すると利子補助期間が長くなります)	設備資金	1,500万円	1.3	10年以内	12ヶ月以内			原則として 法人代表者 以外不要	補助率10分の10	1... 1.30 %分 (借入後3年間)
		運転資金	1,000万円		5年以内						2... 1.30 %分 (借入後4年間)
公共事業関連資金	国、県及び市が実施する公共事業の施行に伴い移転、改築する場合で、引き続き事業を営む方	設備資金	2,000万円	2.3	10年以内	12ヶ月以内			必要に応じて要する。	補助率10分の8 (1円未満切捨)	1.38 %分 (借入後3年間)
		運転資金	1,500万円		5年以内						1.38 %分 (借入後3年間)
商店街近代化資金	中心市街地活性化基本計画等に協調して、店舗等の新築又は増改築若しくは改装を行う方	設備資金	2,000万円	2.3	10年以内	12ヶ月以内				1.38 %分 (借入後3年間)	
公害防止施設整備資金	環境保全、公害防止のための施設または設備を設置する方	設備資金	1,500万円	2.3	10年以内	12ヶ月以内				1.38 %分 (借入後3年間)	
※1 経営安定資金 (重複利用可)	経済不況又は異常気象等により、事業活動に支障を生じている方	設備資金	(設備運転合計) 3,000万円	2.0	10年以内	12ヶ月以内			必要に応じて要する。	補助率10分の8 (1円未満切捨)	1.00%分 (借入後2年間)
		運転資金			7年以内						—
※1 ※2 経営安定借換資金 (重複利用可)	経営安定資金の融資条件を満たし、信用保証協会の保証付借入残高を借り換える方(新たな資金(いわゆる「真水」)の追加可能)	運転資金	2,000万円	2.0	10年以内	12ヶ月以内				—	

	通常時保証料	事業者選択型経営者非提供制度	
		上乗せ0.25%	上乗せ0.45%
	10分の8	5分の3	2分の1
開業資金またはセーフティネット利用	10分の10	4分の3	3分の2

※1 「経営安定資金」対象条件

- 次のいずれかの要件にあてはまる方が対象となります。
- 最近3ヶ月間の売上高(合計)が、前年同期に比べ10%以上減少していること。
 - 最近6ヶ月間の売上高(合計)が、前年同期に比べ5%以上減少していること。
 - 最近3ヶ月間の売上高(合計)が、2年前、3年前のいずれか同期に比べ15%以上減少し、かつ、前年同期に比べ5%以上減少していること。
 - セーフティネット保証(7号以外)の認定を受けていること。
 - 最近3ヶ月の売上総利益率、売上高営業利益率、売上高経常利益率のいずれかが、前年同期に比べ5%以上減少していること。
 - 最近3ヶ月間の営業利益(合計)が、前年同期に比べ3%以上減少していること。

※2 「経営安定借換資金」条件

- 元金返済が1年(12回)以上された資金のみ借換対象となります。
- 以前借り換えた資金は借換対象外となります。
(経営安定借換資金など、借換の借換にあたるものは対象外です。)
- 真水を追加する場合、真水の金額は借換対象額を超えないこと。(真水は借換対象額と同額まで)

※3 各認定とは

- 「健康経営優良法人認定制度」認定
- 「職場いきいきアドバンスカンパニー」認定
- 「茅野市はつらつ事業所」認定
男女共同参画社会づくり推進のため、男女が共に働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む事業所を募集し、茅野市では「茅野市はつらつ事業所」として認定しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。
URL <https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/syoutoku/hatsuratsu-jigyousho.html>

借換資金運用条件

- 借換対象となる従前の借入金について、経営安定関連保証等のいわゆる「別枠保証」は、借換えに際しても別枠保証を利用することを原則とし、中小企業者の個別の事情を適切に勘定すること。
- 責任共有制度対象の保証を責任共有制度対象外の保証に借り換えることはできないこと。

空き店舗・空き工場とは

ここでいう、「空き店舗・空き工場」とは、従前において店舗、工場、事務所、倉庫等として使用されていたが、現に3ヶ月以上店舗または工場等として使用されていない建物のことを指します。

セーフティネット保証 (詳細は中小企業庁のHPを参照してください。)

セーフティネット保証は、信用保険法第2条第5項の規定に基づき、経済産業大臣が指定する事由に該当していることを市長が認定した場合に適用される保証です。この保証を利用できる方は、下記の事由に該当する中小企業者です。

- 1号: 大型倒産(再生手続開始申立等)の影響を受けている。
- 2号: 取引先企業のリストラ等による事業活動の制限により影響を受けている。
- 3号: 突発的な災害(事故等)により影響を受ける特定地域の特定業種を営んでいる。
- 4号: 突発的な災害(自然災害等)により影響を受ける特定地域で事業を営んでいる。
- 5号: 全国的に業況が悪化している業種を営んでいる。
- 6号: 取引先金融機関の破綻により資金繰りが悪化している。
- 7号: 金融機関の経営の相当程度の合理化に伴って借入金が減少している。
- 8号: 整理回収機構に貸付金が譲渡された中小企業者のうち、再生可能であると認められる。